

## 特 殊 健 康 診 断

### 動 向

平成23年度の動向としては、

1. 特定化学物質障害予防規則等の改正：平成23年1月14日規則等の改正が公布され、4月1日から新しく次の2物質について「特定第2類物質」、「特別管理物質」として健康診断が規定された。業務の経歴や作業条件の簡易な調査のほかそれぞれ次の項目について、健康診断を行わなければならない。
  - (1)酸化プロピレン……眼の痛み、せき、咽頭痛の自覚症状、皮膚炎等の皮膚所見の有無
  - (2)1,1-ジメチルヒドラジン……眼の痛み、せき、咽頭痛等
2. 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の改正：平成24年2月7日に公布され、4月1日から施行された。従来「金属をアーク溶接する作業」は、屋内、坑内等通気不十分な場所での作業が粉じん作業とされていたが、今回新たに屋外において行う場合にまで粉じん作業が拡大されたので、屋内・屋外を問わず「金属をアーク溶接する作業」に従事する労働者が健康診断の対象となった。

### 現 状

前年に比較して、特殊健康診断の受診団体数は408から407団体へ、また、受診者数は69,602名から68,421名へと1,181名減少（1.7%減少）している。主として、

受診者が増加したのは、

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 電離放射線    | 538名増加（6,466→7,004） |
| その他の特殊健診 | 346名増加（5,857→6,203） |
| じん肺      | 318名増加（3,237→3,555） |

受診者数が減少したのは

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 行政指導健診 | 2,207名減少（25,010→22,803） |
| 石綿     | 186名減少（3,594→3,408）     |

行政指導健診の受診者が減少しているが、その主なものは、VDT業務で2,517名減少（11,039→8,522名、22.7%減少）している。受診団体が93から84団体に減少しているのがその主因かもしれない。しかし中央労働災害防止協会が発行している「労働衛生

のしおり」によると、キーパンチ・VDT作業の健康診断受診労働者数は、平成22年の373,270名が平成23年には、329,639名と43,631名（11.7%）減少している。また健診実施事業場も5,321事業場から4,481事業場に840事業場（16.0%）減少している。一時的な現象なのかどうか経過を見たい。

その他、特殊健康診断の結果について、例年と大きな変化はみられない。

また、生物学的モニタリングとされる血中鉛や尿中代謝物等の検査結果も、例年と大きな変化はないが、分布2、分布3を示す受診者が、16,287名中313名（1.92%）みられる。

### 今後の課題

厚生労働省では、化学物質対策については、従来ハザードベースの規制、つまり労働者に健康障害を発生させた化学物質について、言わば後追的に規制を行っていたが、平成18年以降は、リスクベースの規制として、①事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき自主的な管理を実施する②重篤な健康障害のおそれのある物質については国自らリスク評価を行いリスクが高い場合は規制を行う、との方向性が示された。平成22年度の専門的な評価・検討の結果、新たに、インジウム化合物、エチルベンゼン、並びにコバルト及びその化合物の3物質について健康障害防止措置を法令で規制することが必要とされ、平成24年10月1日特定化学物質障害予防規則等の改正が公布され、平成25年1月1日より、3物質は「特別管理物質」として特殊健康診断を実施することが必要となった。

また、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントが、平成24年6月に公募された。そこには、特殊健康診断（有機溶剤、鉛、4アルキル鉛、特定化学物質）の一次健康診断の健診項目に、新たに「作業条件の簡易な調査」を追加すること、特殊健康診断の健診項目の見直し等が案として示されている。近々、改正案が示されるものと思われる。

関係の集計表は132頁に掲載